

富山市災害弔慰金等支給審査指針

(富山市災害弔慰金等支給審査会 令和7年1月10日決定)

1 趣旨

この指針は、富山市災害弔慰金等の支給に関する条例（平成17年条例第136号）に基づき、市民の遺族からの災害弔慰金の支給審査の申出について、災害による死亡か否か（以下、「災害関連死」という。）を判定するにあたり、必要な事項を定める。

2 災害関連死の定義

災害関連死とは、災害の影響による負傷や疾病、既往症の増悪などによる死亡で、災害と死亡の間に相当因果関係が認められるものをいう。

3 災害との相当因果関係

災害と死亡との間の相当因果関係の有無は、条件関係（自然的因果関係）と相当性（客観的蓋然性）によって判断される。

- ・条件関係… 災害がなければその死亡が発生しなかったといえるか
- ・相当性 … その災害が起きたときに、そのような死亡が生じる蓋然性があるといえるか

なお、「相当因果関係」とは法律上の概念であり、医学的、科学的因果関係との結論が一致しない場合があることに留意する。

4 災害関連死の判定にあたっての基本的な考え方

申出者による口述や、死亡に至るまでの経過を記した申出書等に加え、医師の診断書や診療記録、医療保険者や行政機関等が保有する資料に基づき、次の点に留意し審査を行う。

(1) 個別事情の考慮

災害が与える影響は、災害の種類、地域特性、被災者個人の状態など、様々な要因により変動することから、個別の事情を踏まえて相当因果関係の有無を判断する。

(2) 複数要因による死亡

災害を含む複数の要因により死亡した場合であっても、災害がなければ死亡に至らなかったと言える場合は、条件関係が肯定されることから、相当性が肯定されれば、相当因果関係が認められることに留意する。

なお、内閣府から発出されている「災害関連死事例集」、因果関係が争点となった裁判例、及び業務起因性が争点となった労働災害の裁判例等を参考とする。

5 災害関連死の個別事案について

(1) 既往症等について

災害前から既往症があった者に対しては、死亡原因となった疾病が既往症によるものの場合、単に既往症の存在を理由として相当因果関係が否定されるものでなく、災害と既往症の増悪との関係性を考慮し、相当因果関係を慎重に判断する。

(2) 高齢者等について

災害前から高齢等により配慮を要する状態にあった者が、災害後の生活環境の変化等の影響で体調が悪化し死亡した場合、災害がなくても同様の経過を辿ったと考えられるか否かという観点から、相当因果関係を慎重に判断する。

(3) 死期の切迫

発災前の時点で、死亡者の死期が迫っており災害がなくても近接した日時に死亡する可能性が高かったといえる場合であっても、死期が迫っていたという事情のみでは、相当因果関係は否定されない。災害がなければ、延命措置を講じることによって現実には生じた死亡時期よりも長く存命した蓋然性が認められる場合は、相当因果関係を肯定することができる。

(4) 自殺について

自殺については、故意（本人が任意に引き起こした）であることだけをもって、相当因果関係を否定するものではなく、自殺の要因となった精神疾患等に対し、災害による環境の変化が与えた精神的影響を十分に考慮して、相当因果関係を慎重に判断する。

(5) 事故との関連性

災害により破損した屋根の修理中に誤って転落したことによる死亡や、避難時に地面の凸凹により転倒し負傷したなど、事故そのものの発生原因が偶然であったとしても、その事故が、災害に伴って現実化するリスクが発現したものであるかどうかという点から、相当因果関係を慎重に判断する。

6 その他

(1) 資料の収集、事実の調査

審査に必要な資料については、申出者が避難中や生活再建中などの理由で自ら収集が困難である場合、申出者の承諾を得た上で、審査会において積極的に収集や事実の調査を行うよう努める。

(2) 審査の継続

審査において、申出者から提出された資料のみで判定が困難な場合は、結論を保留し、審査会において積極的に資料の収集や事実の調査を行った上で結論を出すよう努める。

(3) 審査結果の通知

審査の結果、災害関連死と認められない場合、申出者に結果を通知するにあたり、審査の適正さを担保するため、判断の基礎となった具体的な事実関係を示すなど、結果に至った具体的な理由を記載した通知書を交付する。

7 準用

この基準は、災害障害見舞金の支給に関する認定をする場合について準用する。